

# 肝付町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、肝付町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成30年肝付町条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(固定資産税の課税免除の手続)

第2条 条例第3条の固定資産税の課税免除を受けようとする承認地域経済牽引事業者(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者をいう。以下同じ。)は、対象施設(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号)第3条に規定する対象施設をいう。以下同じ。)の新設又は増設に係る固定資産税が新たに賦課されることとなる年度の初日の属する年の3月31日までに、固定資産税の課税免除申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容について審査を行い、当該課税免除の可否を決定し、固定資産税の課税免除承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該承認地域経済牽引事業者に通知するものとする。

(承認取消しの通知)

第3条 町長は、条例第7条の規定による承認の取消しを決定したときは、速やかに当該承認地域経済牽引事業者に対してその旨を通知するものとする。

(事業の廃止又は休止の届出)

第4条 第2条第2項の規定により課税免除の承認を受けた承認地域経済牽引事業者は、承認の日から最後の課税免除を受ける年度の末日までの間において、対象施設の事業の廃止又は休止があったときは、事業廃(休)止届(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

固定資産税の課税免除申請書

年 月 日

肝付町長 様

所在地

会社名

代表者

印

肝付町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例(平成30年肝付町条例第5号)第3条に規定する固定資産税の課税免除の適用を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事務所等の名称

事務所等の所在地

事務所等の操業開始年月日 年 月 日

適用年度 年度から 年度までの3年度間

(添付書類)

- 1 承認地域経済牽引事業計画及びその承認通知書の写し
- 2 固定資産又は償却資産の償却明細書
- 3 課税免除の申請に係る事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- 4 当該事業所全体の平面見取図
- 5 課税免除を受ける建物の平面図

様

肝付町長

印

固定資産税の課税免除承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった固定資産税の課税免除については、下記のとおり承認（不承認と）したので通知します。

記

1 固定資産（土地及び家屋）

種類	地目・構造	地積・床面積	取得年月日	課税免除する 課税標準額	課税免除する 額
		m <sup>2</sup>	年 月 日	円	円
		m <sup>2</sup>	年 月 日	円	円

2 償却資産

償却資産の種類	取得年月日	取得価格	課税免除する 課税標準額	課税免除する 額
	年 月 日	円	円	円
	年 月 日	円	円	円

不承認の理由

様式第3号(第4条関係)

事業廃(休)止届

年 月 日

肝付町長 様

所在地

会社名

代表者

⑨

年 月 日付け 第 号により課税免除の承認を受けた対象施設は、次のとおり事業を廃(休)止したので届け出ます。

1 対象施設名

2 廃(休)止の理由

3 廃(休)止年月日 年 月 日

4 再開の見通し